

～美しい景観づくりをめざして～

湖南省屋外広告物条例4月1日施行

市では平成27年4月に施行した「湖南省景観計画」に基づき、良好な景観形成の推進を図っています。

景観形成の大きな要素である屋外広告物について、必要な規制と良好な景観・風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るなど、まちの美しい景観づくりをめざし「湖南省屋外広告物条例」を制定しました。

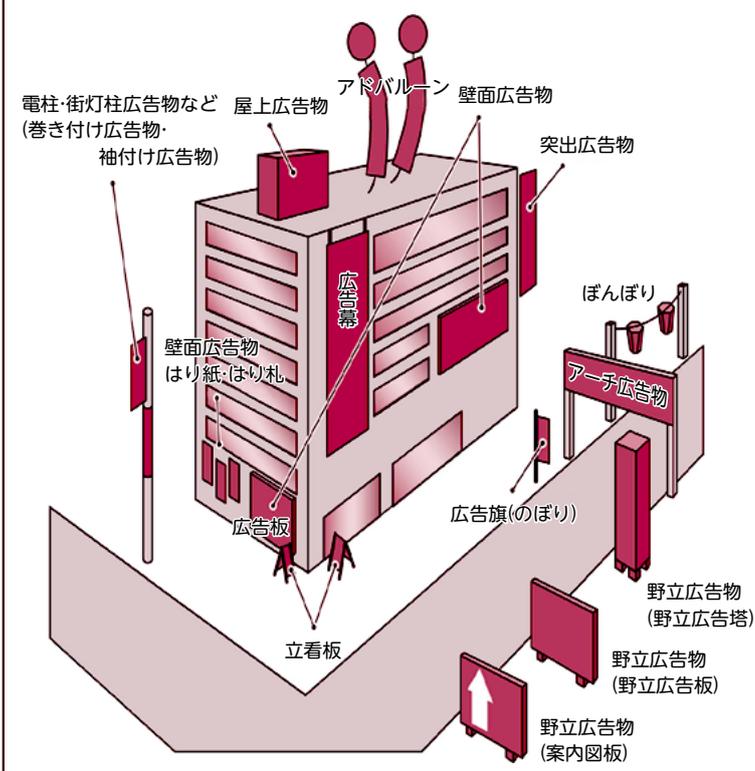
○屋外広告物とは…○

商業広告だけでなく次の4つの要件を全て満たしているものであれば、その表示する内容に関わらず、屋外広告物法に基づく屋外広告物となります。

- ① 常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板や広告塔、建物その他の工作物に表示されるもの

右の図に掲載されている屋外広告物を掲出する際は、事前に許可が必要です。市民や事業者の皆さんとの協働による景観づくりを進めていくため、屋外広告物についての規制基準をわかりやすく解説したガイドラインを作成しました。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

主な屋外広告物の種類



問都市政策課(東庁舎) ☎71・2348 ☎72・7964

5月から

洪水情報を
携帯電話へ配信する
サービス

が始まります!

国土交通省では野洲川で洪水が発生した場合の情報を、携帯電話事業者（NTTドコモ・au・ソフトバンク）を通じて緊急速報メールを活用したプッシュ型配信を行うサービスを実施します。登録は不要で、情報が配信された際に配信エリア内にいる携帯電話利用者へ自動的に配信されます。

野洲川で河川が氾濫する恐れがあるときや氾濫したときに配信し、皆さんの避難を促します。

■対象区間 野洲川（石部頭首工～琵琶湖河口）

■配信エリア 湖南省、栗東市、野洲市、守山市、草津市、近江八幡市

※詳しくは琵琶湖河川事務所のホームページをご覧ください。

問近畿地方整備局琵琶湖河川事務所

☎077・546・0867